

広報たしろ

昭和41年6月号

豊かで
明るく
住みよい } 町づくりに
努めましょう

編集と発行 鹿兒島県肝属郡田代町役場
印刷 株式会社 綜合印刷

人口統計 5月末日現在 6,780人
男子 3,256人 女子 3,524人

田代町長に原順氏決る

★……………田代町長の任期満了による、六月五日の……………★

★……………選挙に、原 順氏一名の立候補にて、無……………★

★……………投票で原 順氏が当選とままりました。……………★

和牛登録検査で

七八点級に二頭合格

去る五月十一日、農協構内において和牛登録検査が行なわれましたがその成績は次の通りです。

受検頭数 二五頭
七八点級 (おさむ一号) 川辺義雄
〃 (よしひろ号) 長谷幸雄

七七点級 九頭
七六点級 十頭
七五点級 四頭

以上の成績でした。

○今後受検される方は、
最近登録検査受検月令が若くなりました(生
後二〇ヶ月〜二四ヶ月位)

○早く登録を受けるには、
放牧等により体の巾を出し、体積を作ること
が必要です。

○体積を出すためには、
牛が若い頃から良く運動をし濃厚飼料よりも
粗飼料(特に青草を半乾草に)を充分に与え
て肋張りを良くすること。



六月の主な

行事予定

一日 川原青年学級、花
瀬青年学級
四日 共同防除打合せ
五日 町長選挙
六日 町長選挙選挙会、
技連総会
七日 民生委員会、共同
防除開始、籠校区
婦人学級
八日 婦人会会長
十日 大原青年学級
十四日 新町長就任
十五日 川原、籠青年学級
十七日 学校レントゲン検
診、永寿会総会
十九日 家庭の日、父の日
二十日 選挙人名簿実態調
査
二十三日 定例議会
二十五日 大原青年学級、職
場バレー大会
三十日 籠青年学級
(十三日、十六日、二十七日、二
十九日、日本脳炎予防注射)

5月の田代農業

気象観測報告

天気 快晴6 晴11 曇1 雨3
五 最高気温 23.1℃
月 最低 " 13.1℃
平 平均 " 17.7℃
均 雨 量 11.3mm
353mm(総雨量)

国民年金については毎年色々の方法で啓蒙宣伝していますので、大部分の方はわかりかかと思ひますが、まだ一部に知らない方もあるかと思ひますので簡単にのべてみます。

拋出制

公的年金制度から取り残されていた農業漁業等の自営業者や零細な商工業の経営者又は自由業者等とその家族、従業員等に対して同じように公的年金による所得保障を及ぼして老いたり、廃疾になったり、死んだりしたときに生活の安定を国と被保険者が共同で守ろうという趣旨から生れた年金制度です。

これには保険料をかけてゆく拋出制と保険料をかけないですむ無拋出制（福祉年金のこと）があり、無拋出とゆうのは、制度が始まった当時、高令者であつて、これから保険料をかけても掛け捨てになる老いた人々や、重度の障害者や母子世帯の人達で、田代町で約三百二十人（全国三百万人）の福祉年金受給権者があり、拋出年金の被保険者は二二三九人おり納付又は免除をうけていますが、福祉国

家建設を目指す日本もやがて全国民が年金で生活するようになるわけですから、

強制加入被保険者となる人：

拋出制の国民年金は、各自が納める毎月の保険料に国が半分づつ積み立てする有利な年金保険で、法律に定める一定の範囲の人々は必ず加入しなくてはならないのが強制加入被保険者です。法律には「日本国内に住所を有する二十才以上六十才未満の日本国民」とあり、満二十才になったら該当しますが、後で述べる一部の人は強制から除外されています。

強制加入被保険者となる人々の範囲……：これは前にも述べましたが例示するとおおよそ次のようになります。

①農業林業、漁業の自営者 ②鉱業、商業、サービス業、その他事業場の事業主 ③弁護士、会計士、税理士、芸術家等自由業者

④開業医、薬剤師、医療類行為者

⑤旅館、飲食店、理美容、クリーニング等サービスの従業者 ⑥五トンス未満の船舶、二〇トンス

満の漁船等の船員 ⑦①から④までの各職種で五人未満の従業者を雇用している場合は、その従業者 ⑧日雇労働者、無職者失業者 ⑨①から⑧までの各職種の本人以外の世帯構成員（親配偶者、子等） ⑩定時制通信制夜間生又は同一制度の大学生、洋裁料理学校等の生徒

強制加入被保険者から除外される人々……：しかし、次の人々は前に例示した人々であっても除外されます。

①被用者年金各法（厚生年金法、船員保険法、恩給法、国家公務員、地方公務員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法等の被保険者又は組合員とその配偶者） ②県や市町村の議会議員と配偶者 ③被用者年金各法及び他の公的年金制度による老令退職、喪失、死亡の年金給付の受給権者とその配偶者又はこの制度から老令退職の年金給付の受給資格を満たしている人とその配偶者 ④援護法による障害年金の受給権者とその配偶者並に遺族年金、遺族給付金を受ける人、

⑤全日制の高校生と大学生

⑥明治四十四年四月一日以前に生れた人

任意加入被保険者……：（高令任意加入と若令任意加入）

高令任意加入被保険者のこと……

6月20日は選挙人名簿調製に関する調査日です

今回公職選挙法の一部改正されることになりました。改正される主な事項は選挙人名簿に関するところでその概要を説明申し上げますと第一に、選挙人名簿はガード式の永久据え置きの名簿とし、当初の名簿調製後は、新有権者および住所移転者についてのみ毎年三月と九月の2回、定時に追加登録を行なうようになったわけです。

この改正により、全国一斉に6月20日に次の要綱により選挙人名簿調製に関する調査が実施されますので皆様の御協力をお願いします。

選挙人名簿調製に関する一斉調査要綱

第1. 趣旨、この調査は住民票に基づき選挙資格を調査するとともに、住民の実態把握のための基礎的資料を得ることを目的とする。

第2. 実地調査

6月20日に役場職員が田代町に住所を有するものについて世帯ごとに行う。

あなたは『国民年金』に加入していますか？

満の漁船等の船員 ⑦①から④までの各職種で五人未満の従業者を雇用している場合は、その従業者 ⑧日雇労働者、無職者失業者 ⑨①から⑧までの各職種の本人以外の世帯構成員（親配偶者、子等） ⑩定時制通信制夜間生又は同一制度の大学生、洋裁料理学校等の生徒

昭和二十一年四月一日に五十五才をこへた五十才をこへない人（明治三十九年四月三日以前明治四十四年四月一日までに生まれた人）に限り昭和三十六年三月末日までに申出があれば任意に加入できたが現在では出来ない（この人たちは六十五才までの間に最低十年間はかける必要がある）

若年任意加入制度とは……

夫が事業所等で厚生年金或は各種共済組合に入っているがそれだけでは老後の生活に不安を感じる妻の立場又、他の公的年金制度から、年金、恩給を受けてるがそれだけでは不十分だとする

資格を取得する時期

①満二十才になったとき。

②被用者年金各法の被保険者資格を喪失したとき（会社等をやめたとき）

農地取得資金並びに自作農

維持資金貸付適格認定申請書を

受付いたします

▲資金の種類

自立経営農家、または自立経営農家になり得る農家で年間二三十万田以上の農家現金収入のある専業農家、もしくは第一種兼業農家（農業収入が総収入の半分以上である農家）で、経営規模拡大のため農地を取得する場合に必要とする資金として「農地取得資金」を災害や疾病負傷および災害、疾病負傷、農地取得の際に生じた負債整理（高利負債を低利負債へ借替へに必要な資金として「自作農維持資金」の貸付が例年行われているのでありますが、この資金は、県知事の貸付適格者である旨の認定を受けなければ貸付できないことになっております。

▲資金の性格

農地取得資金の貸付限度額は一農家当たり最高八〇万円、利率は年三分五厘（農業構造改善事業実施地区内の農地を、同事業参加農家が取得する場合は年三分）償還期限は最高二五年、うち据置期間三年の元利均等償還（期間中元利含めて同額を毎年返済）自作農維持資金の貸付限度額は一農家当たり最

高五〇万円、利率年五分、償還期限は最高二〇年、うち据置三年の元利均等償還となっているが、既借入農家は、その貸付残額を合せて貸付限度額までとなっております。

▲申請書の提出

昭和四一年度分として、五月から一〇月まで毎月々末までに、県が受付しますが、申請書は添付書類と同時に借入申込書とともに農業委員会を経由して提出し、農業委員会では内容を検討してその意見書を添付する（別途に農協のみの意見書も提出することになっておりますので、町農業委員会では毎月二〇日頃までに受付けることになっております。

この資金の借入希望者は農業委員会へおいでになって申請して下さい。申請書その他は農業委員会に準備してあります。

▲添付書類

農地取得資金貸付適格認定申請書には、農地取得についての県知事の三条許可（農地を取得せんとする場合に必要となる法律第三条の規定により、県知事の許可を受けなければ所有権移転することができません。この許可を三条許可と呼んでおります）を受け、その写を添付することになっておりますから認定申請をする以前に三条許可の申請をしなければならぬことになっております。

自作農維持資金の災害の場合は町長の罹災証明書、疾病負傷の場合は医師の証明書、負債整理の場合は債権者の証明書とその原因となった証明書（例えば、農地取得の際の負債であればその農地を何時、誰から取得したかが判明する土地登記簿謄本）等が必要であり

今月は農薬危害防止運動月間です

事故のない防除を！

農薬の事故は農薬に関する正しい知識に欠け、また適正を欠く使用や管理に起因するものや定められた用途以外の使用によるものが大半です。

そこで、「夏の健康を守る運動」の一つとして、五月十五日から六月十四日まで農薬危害防止運動を県下一斉に行われています。

幸い田代町では共同防除班があり、現在まで事故らしいものは発生していませんが、この機会に正しい知識や使用法、管理など学び技術員や相断所と充分に連絡を取



農薬は必ず一定の場所に保管し、受払簿を作り、残液があれば厳重に保管する。また容器は焼捨てるか土の中に埋める等の処理を行い保健衛生上危害のないようにしよう。

※ 農薬による中毒の主な原因および注意

1. 主な原因

ア、散布中、散布者自身の不注意によるものが多く、散布希釈時に素手で作業したり散布途中に喫煙したり、散布後直接接食をした人が最も多い。

イ、不健康状態で散布に従事した人、睡眠不足の人、生理後の婦人に多い。

ウ、つぎに、本人の服装が悪かったため中毒を起している。

（丸首シャツや素手、素足で散布作業に出たり、マスクをせずに散布する）

エ、その他農薬に対する知識が中途半端でその取扱いを粗雑にしたり、炎天下長時間散布作業をした人に事故が多い。

2. 注意事項

ア、まず散布する時は服装を整え、マスクをしてできるだけゴム手袋をはめ農薬の取扱いは慎重に行ない不健康な人は散布作業に出ないこと。

イ、散布作業は2〜3時間間で交替し散布者の疲労をさけること（個人防除の場合は朝夕の涼しい時間に短時間で終ることに）

ウ、散布作業後は、酒をのんだり夜ふかしはさけること。

エ、めまいがしたり、気分が悪いときは医師の診断を受け、中毒の防止に万全を期したい

経済課・振興係

ア、散布中、散布者自身の不注意によるものが多く、散布希釈時に素手で作業したり散布途中に喫煙したり、散布後直接接食をした人が最も多い。

イ、不健康状態で散布に従事した人、睡眠不足の人、生理後の婦人に多い。

ウ、つぎに、本人の服装が悪かったため中毒を起している。

（丸首シャツや素手、素足で散布作業に出たり、マスクをせずに散布する）

エ、その他農薬に対する知識が中途半端でその取扱いを粗雑にしたり、炎天下長時間散布作業をした人に事故が多い。

2. 注意事項

ア、まず散布する時は服装を整え、マスクをしてできるだけゴム手袋をはめ農薬の取扱いは慎重に行ない不健康な人は散布作業に出ないこと。

イ、散布作業は2〜3時間間で交替し散布者の疲労をさけること（個人防除の場合は朝夕の涼しい時間に短時間で終ることに）

ウ、散布作業後は、酒をのんだり夜ふかしはさけること。

エ、めまいがしたり、気分が悪いときは医師の診断を受け、中毒の防止に万全を期したい

経済課・振興係

農地法の励行について

農地の所有権移転

転用にも許可を

※ 農地の所有権移転には、

農地(耕作の目的に供される土地)について、所有権移転をする場合には、農地法第三条の規定によって県知事の許可を受けた後でなければすることができません。

この許可申請書はその農地の登記簿抄本(大根占の登記所で発行します)を添えて、売らんとする人と買わんとする人と連名で、農業委員会に提出すれば、農業委員会の方から県知事へ進達することになっています。

しかし、許可できない場合がありますので、次の事項にあてはまる場合には、農地取得はできません。

1. 小作地をその小作人(世帯員を含む)以外の者が取得しようとする場合。

2. 農地を取得しようとする者(世帯員を含む)が現に耕作している農地の面積が十五アール(一反五〇四歩)以下の場合、しかし、取得することにより十五アールをこえることになる場合には許可されます。

3. 農地を取得しようとする者(世帯員を含む)が現に保有して

いる農地面積(貸付小作地がある場合には、その小作地面積も算入して)二ヘクタール(約二町歩)以上となり、かつ、その者が取得後において耕作すべき農地を主としてその労働力だけでは効率的に利用できないと認められる場合、しかし、その者の配により、雇傭労働力によって効率的に利用されると認められる場合は許可されます。

4. 農地を取得しようとする者が耕作をしないと認められる場合又は、その者が耕作することによって農業生産が低下することが明らかな場合。

※ 農地転用にも許可を

農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条の規定によって県知事の許可を受けなければならない。

自己所有の農地を自から転用する場合が四条申請であります。この許可申請書は転用しようとする者が、農業委員会へ提出すればよく、登記簿抄本の添付はいりません。

※ 所有権移転に伴う農地転用にも許可を

自己所有でない農地を取得して転用しようとする場合には農地法第五条の規定によって、県知事の許可を受けた後でなければすることができません。

この許可申請書にもその土地の登記簿抄本を添えて、売る人、買う人の連名で、農業委員会に出していたら、他の申請書と同様に農業委員会から県知事へ進達することになっています。

自己所有でない農地を取得して

転用しようとする場合には農地法第五条の規定によって、県知事の許可を受けた後でなければすることができません。

農地転用については「農地転用許可基準」が設けてあり、申請しても許可されない場合もあります。農家住宅等の敷地として転用する場合には、特別な場合を除いて許可されますが、山林転用の場合に農地として利用すべきものと認められる場合は、たんに労働力が足りないとか、自宅から遠く不便であるとかの理由では許可されません。

農地転用については「農地転用許可基準」が設けてあり、申請しても許可されない場合もあります。

農家住宅等の敷地として転用する場合には、特別な場合を除いて許可されますが、山林転用の場合に農地として利用すべきものと認められる場合は、たんに労働力が足りないとか、自宅から遠く不便であるとかの理由では許可されません。

農地転用については「農地転用許可基準」が設けてあり、申請しても許可されない場合もあります。

農家住宅等の敷地として転用する場合には、特別な場合を除いて許可されますが、山林転用の場合に農地として利用すべきものと認められる場合は、たんに労働力が足りないとか、自宅から遠く不便であるとかの理由では許可されません。

香典返し

鶴園部落の柳田オトマツ様は去る3月7日死亡されましたがその忌明けに当り御遺族清二氏より田代町社会福祉協議会に一金5000円を香典返しにかへ御寄附下さいました。皆様と共に厚くお礼申し上げます。

民生委員協議会が
開催されました。

5月の民生委員協議会は去る13日に役場会議室で開催されましたが、当日は田代町永寿会(老人クラブ)の役員も出席され、主として老人クラブの強化について熱心な討議がなされました。その結果近く新しい構成による老人クラブが出来ることになりましたので、皆様方の心からの御協力をお願いします。

老人クラブは、お年よりの方々の幸福をまもり育てるための会ですので、何分よろしく御協力下さい。

ん。

近年労働力不足を理由に山林転用の事例が多く見受けられますが充分留意していただきたいものだと思います。

最近、目に余る無断転用がありましたので、農業委員会では警告を発した事例もあります。

しかし、農業経営のうえから採算のとれない低位生産の個所とか山林の中に介在する小面積の農地等で他に及ぼす影響もあまりなく接続農地の同意が得られる場合は許可されるものと考えますので、無断転用することなく、事前に必ず許可申請書を提出してください。

申請書の用紙は、いづれも農業委員会に準備してあります。記載箇所も簡単でありますので、各自書けると思いますが、面倒な場合には代書人に書いてもらってください。

農地転用については「農地転用許可基準」が設けてあり、申請しても許可されない場合もあります。

農家住宅等の敷地として転用する場合には、特別な場合を除いて許可されますが、山林転用の場合に農地として利用すべきものと認められる場合は、たんに労働力が足りないとか、自宅から遠く不便であるとかの理由では許可されません。

完納の手で育てよう

明るい田代

今月は町県民税の

第一期分納期です

戸籍に関する情報は

ホームページ上では

掲載していません

次のような場合は許可を受けなくても転用することができます。

1. 耕作者が、耕作する他の農地の保全若しくは、利用の増進をはかるために転用する場合、
2. 耕作者が、転用する農地(二アール(二畝歩)未満に限り)をその者の耕作若しくは養畜の事業のため農業用施設に供する場合。